

平成20年12月19日

平成20年第4回岬町議会定例会

第3日会議録

平成20年第4回(12月)岬町議会定例会第3日会議録

平成20年12月19日(金)午前10時50分開議

場 所 岬町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 中 原 晶
5番 和 田 勝 弘	6番 出 口 實	7番 奥 野 学
8番 谷 本 貢	9番 反 保 多喜男	10番 岡 本 重 樹
11番 辻 下 文 信	12番 辻 下 正 純	13番 田 代 堯
14番 小 川 日出夫	15番 竹 内 邦 博	

欠席議員 な し

傍 聴 な し

地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 石 田 正 弘	教 育 長 田 中 繁 樹
総 務 部 長 中 口 守 可	総 務 部 理 事 時 岡 貢
企 画 部 長 笠 間 光 弘	企 画 部 理 事 竹 本 靖 典
住 民 部 長 白 井 保 二	福 祉 部 長 芦 田 貴 志 雄
事 業 部 長 松 永 英 三	上 下 水 道 部 長 末 原 光 喜
会 計 管 理 者 兼 理 事 瀧 原 義 仁	教 育 部 長 岡 田 耕 治
総 務 部 副 理 事 兼 総 務 法 制 課 長 南 康 明	

本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻 下 一 博

議会事務局課長代理  
兼 議会係長 竹 下 雅 樹

#### 議事日程

日程 1 三常任委員長報告

日程 2 議員提出議案第 2 号 岬町議会会議規則の一部を改正する件

(午前10時50分 開議)

谷本 貢議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成20年第4回岬町議会定例会3日目を開会します。

ただいまの時刻、午前10時50分です。

本日の出席議員は14名です。

定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

谷本 貢議長 日程1、「三常任委員長報告」を行います。

過日、12月3日の本会議において、総務文教、厚生、事業の各委員会に付託しました議案について、各委員会で慎重に内容の審査をしていただいた、その結果を三常任委員長から報告を求めます。

初めに、事業委員長の報告を求めます。事業委員長、岡本重樹君。

岡本事業委員会委員長 皆さん、おはようございます。

ただいま議長の許可を得ましたので、事業委員会委員長報告を行います。

12月3日の本会議において、本委員会に付託されました3件の議案については、12月5日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告をいたします。

なお、質疑・応答の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしく願いをいたします。

まず、議案第91号、平成20年度岬町一般会計補正予算(第3次)の件うち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第94号、平成20年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決をされました。

次に、議案第95号、平成20年度岬町水道事業会計補正予算(第2次)の件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されております。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された3議案は可決すべきものと決定をしております。

以上で、私の委員長報告を終わります。以上です。

谷本 貢議長 事業委員長の報告が終わりました。

それでは、事業委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

次に、厚生委員長の報告を求めます。厚生委員長、竹内邦博君。

竹内厚生委員会委員長 議長の許可を得ましたので、厚生委員会委員長報告をいたします。

12月3日の本会議において、本委員会に付託されました7件の議案については、12月9日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告をいたします。

なお、質疑・応答の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願ひいたします。

まず、議案第91号、平成20年度岬町一般会計補正予算(第3次)の件うち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第92号、平成20年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)の件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第93号、平成20年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2次)の件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第96号、損害補償の額の決定及び和解の件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第99号、岬町手数料条例の一部を改正する件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑・応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

次に、議案第100号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑・応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第101号、岬町健康ふれあいセンター条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑・応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された7議案は、可決すべきものと決定しております。

以上で、私の委員長報告を終わります。

谷本 貢議長 厚生委員長の報告が終わりました。

それでは、厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

田代 堯君。

田代 堯議員 まことに委員長という職責がありながら、委員長の方にあえて質問するのをご勘弁願いたいというのは、今回の中で、議案第96号の損害賠償の額の決定及び和解の件について、少し何点かお尋ねをしたいと、こういうふうに思います。

この件については、過日の委員会を傍聴させていただきました。その中で、理事者側の方の説明、さらに委員の方のご質問等もございました。十分な議論を重ねていただいております状況というのは、私もつぶさに理解をいたしております。しかし、今回の理事者側の説明の内容から見て、予算を今後執行していくのに、十分な説明責任を果たしているとは私は思えなかったということから、今回、あえて質問をさせていただきます。

まず1点目は、理事者の説明の中で、冒頭に、今回の賠償額の決定の件数は5件という説明があります。私は、当時、平成17年9月の委員会だったと思うんですが、そのときの資料がございます。委員長の方にお尋ねするわけなんですけど、このときの資料は、事故発生年月日、さらには事故の状況、それに対応、そしてまた17年度の対応ということで、資料をもって説明をなさってるんですが、ここの中においても、事故の発生から経過年数は、平成17年度では11年6カ月という長い年月がたっておるわけなんですけれども、もう1枚目の資料の中には、この時点では、汚染が確認された井戸6カ所と、このようになっております。私も長きの間、この問題については議会の方で説明を聞いておりますけども、損害をこうむられた、被害をこうむられた方については6カ所という認識のもとで、今日まで来ておるわけなんですけど、今回の5カ所というのは、恐らくもう1カ所は何かの事情で説明がされてないというような形なので、その点をまずお尋ねしたいと。

それから、委員会の資料で、井戸の清掃業務委託料ということで2,521万3,550円と、このように明記されております。しかしながら、今回の損害賠償額の内容からいうと、5件に対して1,720万7,302円と、このように資料の上では列記されておりますけども、恐らくこれは1件にここに付け加えた場合に、2,521万3,550円となろうと私も推察はいたしますが、その中身がなぜこの数字が合わないのか、その点の説明と、さらに下水道でいきますと、471万2,780円が平成20年度までにかかった水道料金、つまり下水道料金も含めてなんですが、今回の損害賠償の額では437万6,540円、つまり30何万何がしというのが、数字の上で出てきておらないと。これについても少し明確な説明をしていただきたいというふうに思います。

それから、今回の質問に当たって、一番何を質問するかといいますと、これは毎年、平成6年から、都度議会は迷惑をかけた関係の皆さん方の井戸掃除、さらにはいろんなもろもろの経費あったかと思うんですが、それについては都度議会の議決を得ながら、予算を計上して、執行されてきた経緯から見て、今回なぜ、これまでの井戸がえ経費、つまり下水道料金、こういったものを再度議決をしなければならないのか。

本来は、議決をする案件は、私は和解による支払う賠償金ということで722万9,473円が、今回、賠償金として支払う金額でないのか、このように思いますが、理事者の方の説明でいきますと、そうでなくて、今回は5件分に対して損害賠償をするんだから、保険会社から2,000万円という保険金を受け取るための1つの査定をしていただくための金額だと、このように私は傍聴で聞いておったわけなんです、その金額が2,881万3,315円と、こうなっておるんです。これは、私は別段、保険会社とのいろんな保険金額を受け取るための1つの方法であろうかと思しますので、理解はしますけども、これまで使った費用を再度議会が承認をしなければならないというのは、いかがかなと思いますので、その点の説明をしていただきたいと。

それから、町長の発言の中に、今回、長きにわたったと。これに対して、行政は何をしてきたのかという点は、重々反省しておるといふ答弁をされておりますが、これはこれで町長は、低姿勢な反省の意味から、肝に銘じた発言だろうと、このようには理解します。しますけども、私は、この問題についての解決を今回見たということは、相当な理事者の方の努力、さらには被害をこうむられた方々の協力、理解があったから、今回できたんだと、こういう認識をしております。

ですから、今まで行政、歴代の町長さんも言えるわけなんです、また、議会、我々にも言えることなんです、何をしてきたかと言われると、少し私は問題を提起したいなというふうに思います。これは、当初、行政の怠慢でなくて、あり得ない、いわば突発な事故が起きたために油漏れが起きたというのは、私も説明を聞いておりますけども。それから、ずっとその当時の担当者、また理事者においては、非常にこれに苦慮されてきた。というのは、昔から、井戸については、非常に生活水ということで、今は水道が発達したせいか、蛇口をひねったらすぐに水が飲めるというような状況ですけども、昔は、井戸というのは非常に大事にしてきた生活水、大事にしてきた意味合いからいきますと、金で、いろんなもので補償ができるという問題でなくて、被害者の方にしたら、とにかくきちっともどおりの井戸にしてくれというようないろんな当時の職員さんが罵声を浴びながら、しかし、一生懸命その努力をした。そして、その長い積み重ねが、今日の私は和解につながったと、このように理解をいたしております。

議会も、その当時は、都度、何とか早いこと補償金等で、賠償金等で解決をしたらどうやとい

う意見もありました。しかし、当時の理事者は、井戸という重大な、生活するにはこれは命の次に大事なものであるということから、とにかく被害をこうむった方々に対する、できるだけ賠償責任をやりたいという思いが、私はあったかのように思います。ですから、その点、町長は、いい意味でしょうけども、行政は何をしてきたかと。反省というのはいいいんですが、何をしてきたかということについては、私は、今までのことを考えると、もう少し認識を新たにしていきたい。

今回の和解に至った理由の1つは、やはり被害者があえて長きにわたった町の対応に対して、十分な理解を示していただいた、このように思うし、また、当時の担当者並びに理事者の今までの長きの一生懸命、事故の対処に当たってきたものだとは私は信じておりますので、町長にその点のお考えをもう一度お聞きしたいと、かように思います。まず、その点をひとつよろしくお願いたします。

谷本 貢議長 厚生委員長、竹内邦博君。

竹内厚生委員会委員長 お答えいたします。

厚生委員会の審査の経過並びに結果については、先ほど報告したとおりであり、委員会では提案された議案の内容について審査をし、満場一致で可決したものであります。よって、田代議員がご指摘の内容の説明は受けておりませんし、質疑もありませんでした。私からの答弁は以上であります。しかしながら、今、田代議員のご指摘の内容については、委員会としても確認をしておきたいと思っております。したがって、理事者から説明を求めることについて、議長の許可を求めます。

谷本 貢議長 ただいま厚生委員長より、理事者から説明を求める申し出がありました。

これを許可します。

福祉部長、芦田貴志雄君。

芦田福祉部長 まず、答弁をする前に、議長の方をお願いをしたいと思います。この件につきましては数字が出てまいりますので、追加で資料を議員の皆さんにお配りしたいと思いますけれども、ご了承願いたいと思っております。

谷本 貢議長 許可します。資料配付。

(資料配付)

芦田福祉部長 お手元に届きましたでしょうか。お配りしました資料、まず、非常に細かい数字で、支出額(見込み)と左上に書いてありますのは、これは厚生委員会で添付をした資料でございます。今回、新たにその裏面に、資料、淡輪保育所からの重油漏れ事故に係る経費の内訳とい

うことで、井戸替え経費と町が負担した上下水道料金の明細が記されております。

田代議員のご質問、1点目、5件の今回の和解ですけれども、6件の報告があったということと、それから、井戸替えの費用の2,521万3,000円余と、支出額(見込み)の表をごらんください。ここの支出額(見込み)表の上から1番目、2番目、3番目、4番目、5番目に、井戸清掃業務委託料という欄がありまして、その一番右側に、これまでの累計の額が書いてあります、2,521万3,550円。今回の賠償補償金額のこれまでの金額ですけれども、右下の欄に5件の今回の和解案件がありまして、その井戸替え経費が1,720万7,302円ということになっておりまして、ここで800万6,248円の差が出てきております。

それから、もう1点、同じく支出額(見込み)の欄の井戸清掃業務委託料の下の欄、水道料金、これは上下水道料金ですけれども、これの右側の合計欄471万2,780円という欄があります。右下の表に移りますと、損害賠償の額が、これまでの町が負担した上下水道料金の計の欄ですけれども、437万6,540円ということになっていまして、ここでも33万6,240円の差が発生しております。これの内訳が、きょうお配りした資料、淡輪保育所からの重油漏れ事故に係る経費の内訳に書いております。下の3行でございます。この資料に基づきますと、最初の5件、村田節子さんから村田三重子さんまでの金額については、損害賠償に係る経費として、既に計上し、説明している額でありまして、そこから下の欄、淡輪保育所内の仮設井戸、それから淡輪4572番地の2、それから、淡輪4587番地に係る経費については、ここに記載のとおりでございまして、井戸替え経費については、保育所内の仮設井戸で568万3,655円、それから、淡輪4572番地の2につきましては231万1,427円、それから、これは淡輪4587番地、この件につきましては、平成9年5月に1回だけ井戸替えをしております。1万1,166円になっております。それから、上下水道料金につきましては、淡輪4572番地の2におきまして、33万6,240円を支出しております。

6件という報告でずっとしてございましたのは、この3つの欄のうちの真ん中の欄でありまして、淡輪4572番地の2について、被害井戸であるということで、私たちもやってきたところであります。この件につきましては、ここの所有者の方が、一応物件が競売にかかっておりまして、平成13年4月に競売が執行されて、業者の方に所有権が移っております。それから、1カ月たちました5月に、現在の所有者の方に所有権が移っております。淡輪4572番地の2の所有者の方につきましては、この所有権が移るまでの平成6年度から平成12年度までの水道料金を33万6,240円を町の方が負担をして、お支払いをしてきました。

それから、井戸の洗浄につきましては、平成6年から12年度までもやっておりますし、さら

に平成13年から18年も引き続き継続して、当該土地に係る井戸については洗浄をやってきております。これは、その方の所有物件ということで、その浄化を図るという意味ではなくて、周辺の井戸の浄化ということを促進するためには、この井戸を井戸替えに含めないと全体としての浄化が促進されないという意味で、平成13年から18年度も引き続き井戸替えを継続してやってきたところであります。

この方につきまして、今回、和解の協議を進めておりません。といいますのは、先ほど説明しましたように、この方、旧所有者の方ですね、先ほど説明しましたように、13年4月に所有権が変わっておりまして、当該井戸の所有者ではなくなっていること、それまでの間については、井戸替え費用にしても、それから水道料金にしても町が負担をしておいて、改めて、この旧所有者の方について、お支払いすることはないということであります。

それから、新しい所有者につきましては、これは競売によって所有権を得た業者ですけれども、それから、そこから買われた新しい現在の所有者の方につきましては、井戸の状況、それから土地の状況を把握して所有権を得たものであって、事故について和解協議を行う必要はないというような判断で、和解協議はしておりません。

それから、なぜ今回、トータルの金額で議決をする必要があるのかということですが、これは各年度ごとに、それぞれ井戸替え費用の委託料なり、水道料金の立てかえ払いという形で要した費用については、予算、決算でそれぞれ計上いたしておりましたけれども、今回、この淡輪保育所の重油漏れ事件に対して、全体として解決をしていくということのためには、それまでのトータルの実費の費用も含めた、いわゆる損害賠償というふうにいいたしても、井戸替えの費用というのも、本来からいうと、個人がやった部分について行政がそれを補償するとか、それから、水道料金についても行政の方が補償していくという形になるわけですが、今回の終結を迎えるについては、トータルの金額で最終的な補償額というふうになるということで、これは保険会社の方とも協議をしましたけれども、先ほど田代議員が言われました、今回の補正予算に上げています七百数十万円、この分だけでも和解協議ということではないかということで、保険会社の方とも協議しましたけれども、最終的な決着ということでは、これまでの行政が実費の補償ということも含めたトータルの金額で和解協議ということで成立させるということで、そのようにさせていただいたものであります。

以上です。

谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

石田町長 田代議員の町長の認識のところについて、ご答弁させていただきたいと思っております。

これにつきましては、私も被害に遭われた家庭にお伺いし、あるところで非常におしかりを受けました。その中で、今までの町長さんも行っただろうかわからないんですけども、その方については、初めて町長がこれについて来たということで、そしてまた、井戸も見せていただきました。その中で、確かに我々も井戸替え作業をずっとさせていただいてたんですけども、まだ、井戸の中の側面には黒くこびりついた跡がある。確かに、作業をする方の安全を考えなくてはいけませんので、井戸の中に入って、清掃作業というところまでができたかどうか、それは今となつては、なかなか検証はできないんですけども、私の気持ちからすれば、やはりトップが、まず各ご家庭に回って話をさせていただき、そして、可能であれば、作業員の安全性を確保できれば、井戸の中に入って中の洗いをもっときっちり早くしておれば、これだけの長きにわたらずに解決できたのではないかなという点を思っておりますので、今までの我々の対応という部分に、いささか問題もあったのかなという認識でございますので、ご理解賜りたいと思っております。

以上でございます。

谷本 貢議長 田代 堯君。

田代 堯議員 まず、委員長報告の質疑に当たって、委員長並びに議長の方がご配慮をいただきましたことについては感謝申し上げます。

今、芦田部長の方から、資料をもってる説明をしていただいて、私なりの理解はいたしました。今回の案件については、一番大事な問題点は、やはり一たん予算化して執行したものをさらに保険金を得るために、その必要性があつて、再度議会の議決を得るということ、執行は別なんですけど、この二千八百何がしの予算を得るということについて、重要な問題を絡んでいるということから、やはり十分な説明責任を果たすべきであつたんと違うんかなというふうに、私は思います。

先ほど、1カ所の除外されている方については、いろんな問題等があつて、法的解釈のもとに、今回の対象になってないということの説明を受けましたので、また、数字等もそれできちつと、この説明の資料どおりでありますので問題はないかなと、このように思います。

それから、もう1点だけ、芦田部長に確認の意味で、お聞きしておきたいんですけど、保険金、上限の2,000万円を得るために保険会社と話をなされたということなんですけど、確実に法的根拠に基づいて、行政としては、保険会社の方はそれでいいんですけど、行政としては、法的な裏づけ、そういったものはきちんとあるのかどうか、その辺の確認だけしておきたいというふうに思います。

それから、委員会の方でもいろんな意見が出ておりましたが、最終的には、古谷課長の説明の

とおり、今回の2,000万円を収入で得ることによって、支出は723万円と。単年度では、その残りについてはプラスになるということで、この厳しい財政状況の中で、この解決に至ったために、逆にプラスの財源効果が得たと、こういうふうに理解していいのかどうか、その点をお聞きしたいというふうに思います。

それから、町長の今の説明の中で、今まで過去のトップが足を運んで被害者のとこに来なかったと。今回、町長は来られた。これについてはよかったなというのは私思いますけども。トップみずからというのは当然のことだろうと、私はそう認識しておりましたけども。それまでの当たられた担当の職員並びにそういった関係者は、かなりのこれは努力をなさってきた。町長は、今、単に井戸替え、中へ入って、井戸替えをきれいに清掃すれば、それであたかも損害の方に対して対処できたん違うかというような答弁なんですけど、私は、そうでなくて、これは保育所から流出した、地下を通して、地下水の中から井戸の中へ入っていく。先ほどの芦田部長の説明の中にありましたように、淡輪4572番地の2の方については、とにかくこの井戸を中心にいかないと、あとの掃除ができないというような状況があったことは、私は報告で、今まで聞いてますよ。ですから、幾ら掃除しても、なかなか地下に浸透した油漏れというのは、年月をたてて今日まできて、ようやく解決を見たということは、それほど重大な事故だということをやはり認識を私はすべきだと。逆に、行政としては認識をすべきで、今後こういった事故は再度あってはならないというようなことを私はそういう意味から、当時、担当の関係者は一生懸命やってこられたということは、私は高く評価を今までしてきた。

そして、今日、やはり行政の対応がよかったから、この和解にこぎつけていただいたと。私はそのように理解をしたい、このように思いますので、あえて町長の方の答弁はいいですけども、町長は、ある意味では謙虚に、いい意味で反省の弁を述べられたと思いますけども、やはり何をしていたかと言われると、議会も何をしていたかということになるわけですから、私はその点の認識は少し違うかなというふうに思います。

芦田部長に、もう一遍先ほどの説明をちょっと求めたいと思います。

谷本 貢議長 福祉部長、芦田貴志雄君。

芦田福祉部長 田代議員の質問にお答えします。

1点目の法的な裏づけですけども、これは保険会社とのやりとりで、当然、保険会社の方も弁護士と相談をして、一応これで全体的な解決ということで、保険会社の方は全体が解決しないと保険金は支払わないというシステムになっております。それで一応了解は得てるということと、それと、うちの方も個別に町村長会が契約をしている弁護士事務所の方に、こういう状況だとい

うことを説明して、それは問題ないという形で弁護士の方からもそういう説明を受けております。

それから、単年度、今回の補正予算は、残額の最終的な賠償補償額ということで、七百数十万円を予算化しておりまして、収入が、逆に2,000万円という形になっておりまして、単年度で見ればプラスという形になっておりますけれども。この2,000万円というのは、平成6年から今日までの総額に対する保険金額が一挙に、単年度でおりてきたというふうにご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

谷本 貢議長 田代議員、よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 それでは、これで質疑を終わります。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。総務文教委員長、田代 堯君。

田代総務文教委員会委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をいたします。

去る12月3日の本会議において、本委員会に付託されました5件の議案については、12月10日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告をいたします。

なお、質疑・応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案第91号、平成20年度岬町一般会計補正予算(第3次)の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑・応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第97号、岬町立アップル館の指定管理者の指定の件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第98号、岬町職員定数条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑・応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

次に、議案第99号、岬町手数料条例の一部を改正する件のうち、本委員会に付託された案件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

次に、議案第102号、岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された5議案とも可決すべきものと決定しております。

以上で報告を終わります。

谷本 貢議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

それでは、総務文教委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

以上で、三常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから、議案第91号「平成20年度岬町一般会計補正予算(第3次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

中原 晶君。

中原 晶議員 賛成討論です。

谷本 貢議長 反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 ないようです。

中原 晶君。

中原 晶議員 本件におきましては、障害者福祉サービス費や舗装具費、また要保護・準要保護児童への援助費など、必要な予算措置と考えられるものが含まれております。しかしながら、一方で、今後の教育行政にかかわりまして、懸念を持つ歳出が含まれているというふうに感じているところであります。

総務文教常任委員会の場合でも申し上げましたが、本件に含まれております教育委員会の評価委員への報酬について、1点ご要望を申し上げておきたいと思っております。

教育委員会の評価委員につきましては、2006年12月に改悪をされました教育基本法の具体化であり、教育の独自性や自由について、そういった範囲を狭め、国家による教育への介入に道を開くものとなる懸念が大いにあるというものととらえております。

今後、この点については注視していく必要があるというふうに感じているところであります。岬町の教育行政が、国や大阪府による教育への介入を許さないで、教育の自由を拡大する努力を今後も怠らないように強く求めまして、本件には賛成といたします。

以上です。

谷本 貢議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 これで討論を終わります。

これより議案第91号「平成20年度岬町一般会計補正予算(第3次)の件」について、起立により採決します。

本件についての三常任委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

三常任委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致であります。よって、議案第91号は、原案のとおり可決されました。

議案第92号「平成20年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第92号「平成20年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致であります。よって、議案第92号は、原案のとおり可決されました。

議案第93号「平成20年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第93号「平成20年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2次)の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第93号は、原案のとおり可決されました。

議案第94号「平成20年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第94号「平成20年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）の件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第94号は、原案のとおり可決されました。

議案第95号「平成20年度岬町水道事業会計補正予算（第2次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第95号「平成20年度岬町水道事業会計補正予算（第2次）の件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第95号は、原案のとおり可決されました。

議案第96号「損害賠償の額の決定及び和解の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

谷本 貢議長 それでは、賛成の方の発言を許します。和田勝弘議員。

和田勝弘議員 この案件については、既に支払い済みの井戸替え経費や保険金などが絡んでおり、私にとっては資料を見ても非常に複雑でわかりにくい案件でありました。しかし、るる説明を受

け、理解いたしておりましたが、また、本議会に資料を提出された。このように今後はわかりやすい資料の提供をお願いし、賛成討論をいたします。

この重油漏れの件につきましては、平成6年から長期にわたり、住民の皆様には多大なご迷惑をおかけし、また、町においては、被害への対応と解決に苦慮されてきたことは重々承知しております。このたびの和解は、井戸所有者の皆様のご理解とご協力があって、成立に至ったものと理解しております。

また、歴代理事者、担当職員の誠実な対応と努力につきましても高い評価をしているところであります。今回、長年の懸案事項が解決するという事は、お互いにとってよい結果になったものと私は考えておりますので、本件について可決することに賛成いたします。

以上。

谷本 貢議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 これで討論を終わります。

これより、議案第96号「損害賠償の額の決定及び和解の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第96号は、原案のとおり可決されました。

議案第97号「岬町立アップル館の指定管理者の指定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第97号「岬町立アップル館の指定管理者の指定の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第97号は、原案のとおり可決されました。

議案第98号「岬町職員定数条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

中原 晶議員 反対討論です。

反対討論ですか。中原 晶君。

中原 晶議員 日ごろより地方自治体の職員として、みずからの責務を公の奉仕者であるという高い自覚のもとに頑張っておられる職員の皆さんの仕事ぶりに触れるたびに、自治体労働者こそが何より人間らしい日々の生活を送り、人間らしい働き方が実現されるよう、また、健康を害することのないよう、心から願うものであります。

今回提案されておりますことにより、職員数を減らすことにつながり、やむを得ない部分もあるかというふうに感じているところでありますが、今後も増加が予想される地方自治体の仕事量を考慮した場合、住民サービスを守りながら仕事をこなしていけるのかという不安はぬぐい切れるものではないというふうに考えるものでありまして、本件には賛成しかねるという立場であります。

以上です。

谷本 貢議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 これで討論を終わります。

これより、議案第98号「岬町職員定数条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

谷本 貢議長 起立多数であります。よって、議案第98号は、原案のとおり可決されました。

議案第99号「岬町手数料条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

中原 晶議員 反対討論です。

反対ですか。中原 晶君。

中原 晶議員 本件につきましては、住民基本台帳ネットワークシステムそのものについて、個人情報保護と相反するものであり、住民の基本情報が市場化され、行政によってもさまざまに管

理、利用をされており、このシステムそのものを廃止すべきだと考えるものであります。

住基ネットにつきましては、年金支給や介護保険料の天引きを初め、本人の全く知らないところで住民情報がのぞかれ、利用されています。また、住基ネットからの想定外の情報の流出も現実に起こっているところであります。

本件に含まれております住基カードの無料交付につきましても、経済財政諮問会議のメンバーから出されてきた要求であり、財界の言いなりに住民の情報を管理、市場化し、住民を個人情報流出の危険のもとにさらすものと考えられるものであります。よって、賛成できるものではないという立場であります。

以上です。

谷本 貢議長 次に、賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 これで討論を終わります。

これより、議案第99号「岬町手数料条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長及び厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長及び厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

谷本 貢議長 起立多数であります。よって、議案第99号は、原案のとおり可決されました。

議案第100号「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対ですか。

中原 晶議員 賛成討論です。

谷本 貢議長 反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 賛成討論、中原 晶君。

中原 晶議員 本件につきましては、厚生常任委員会でも申し上げたところでありますけれども、全体の方向性としては非常に積極的なものとして評価をしているところであります。しかしなが

ら、産科医療補償制度の導入により、国民健康保険料の値上げや補償対象の厳格なる限定、制度の管理運営を民間の保険会社にゆだねられることなどの問題点を感じているところであります。よって、今後、国に対して、交付税による全額負担の措置や管理運営面での改善を図るよう、町からも強く求めることを重ねて要望いたしまして、賛成といたします。

以上です。

谷本 貢議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 これで討論を終わります。

これより、議案第100号「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第100号は、原案のとおり可決されました。

議案第101号「岬町健康ふれあいセンター条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

中原 晶議員 反対討論です。

反対ですか。中原 晶。

中原 晶議員 本件につきましては、住民負担を大幅にふやすものと考えておりまして、住民負担を今以上にふやすものに対しては賛成しかねるという立場であります。

以上です。

谷本 貢議長 次に、賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 これで討論を終わります。

これより、議案第101号「岬町健康ふれあいセンター条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

谷本 貢議長 起立多数であります。よって、議案第101号は、原案のとおり可決されました。

議案第102号「岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第102号「岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第102号は、原案のとおり可決されました。

以上で、三常任委員会に付託されました案件は、すべて議決されました。

各委員の皆さん、本当にご苦労さまでございました。

谷本 貢議長 日程2、議員提出議案第2号「岬町議会会議規則の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。議会議員、中原 晶君。

中原 晶議員 ただいま議長の許可を得ましたので、議員提出議案第2号、岬町議会会議規則の一部を改正する件を岬町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出をいたします。

提出者、岬町議会議員 中原 晶君。

賛成者は以下のとおりです。敬称を略させていただきます。

賛成者、岬町議会議員 鍛冶末雄、田代 堯、岡本重樹、和田勝弘、辻下正純、竹内邦博。以上であります。

提案理由は、質問の取り扱いの見直しに伴い、本規則に所要の改正を行うものであります。この件につきましては、5月から議会運営委員会及び全員協議会で、主に一般質問について検討を行ってまいりました。その結果、より正確でわかりやすい質問になるよう、一問一答方式での質

問ができるように質問回数の制限を撤廃することとし、次の3月定例会から適用することとしております。今回、この見直しに対応する改正を行うものであります。

なお、質問には一般質問のほか会派代表質問、緊急質問も含まれております。

それでは、岬町議会会議規則の一部を改正する規則案について、説明いたします。裏面をご参照願います。

岬町議会会議規則（昭和62年岬町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

質問についての準用規定であります第63条中「第55条（質疑の回数）及び」を削るものでございます。

附則といたしまして、この規則は次の定例会から施行することとしております。

参考までに新旧対照表をつけておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いをいたします。

谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議員提出議案第2号「岬町議会会議規則の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

谷本 貢議長 満場一致です。よって、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

谷本 貢議長 以上をもって、今期定例会の会議に付されました事件はすべて議了しました。

以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成20年第4回岬町議会定例会を閉会します。

慎重審議、ありがとうございました。

（午前11時53分 散会）

以上の記録が本町議会第4回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成20年12月19日

岬町議会

議 長 谷 本 貢

議 員 和 田 勝 弘

議 員 出 口 實